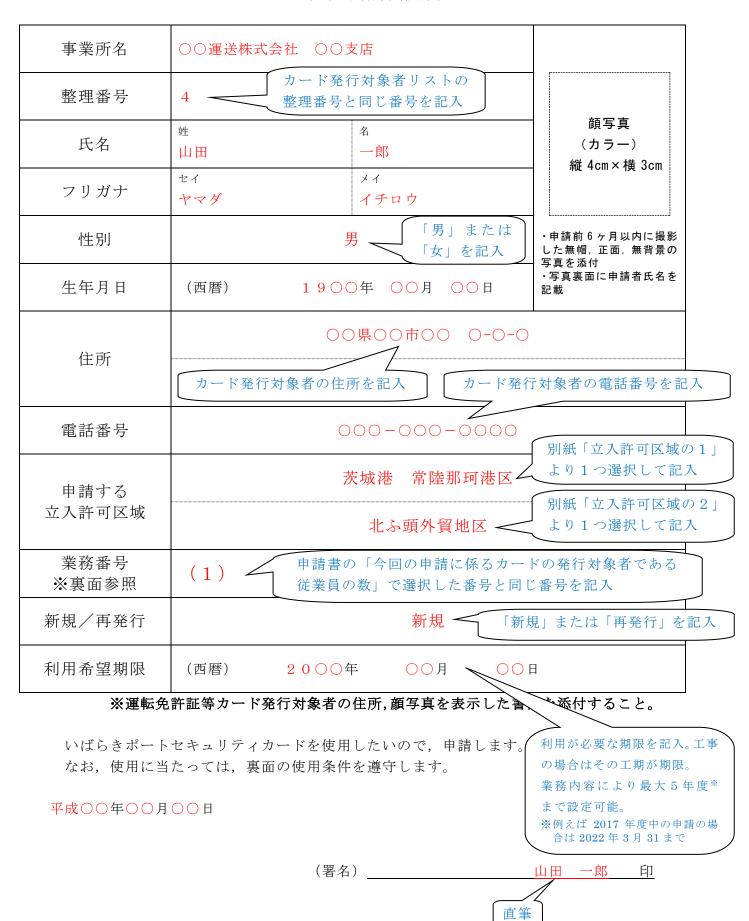
カード発行申請書(個票)



<使用条件>

- 1 カードは以下の場合に失効する。失効の場合は、速やかに発行者に連絡のうえ、カード返却の手続をとること。
- (1) カードの有効期限を過ぎたとき。
- (2) カードの被発行者が死亡したとき。
- (3)被発行者がカードを紛失したとき。
- (4) カードが棄損したとき。
- (5) カードが悪用されたとき。
- (6) カードに記載された情報が変更になったとき。
- (7) カードの被発行者等の異動等によりカード発行事由が有効でなくなったとき。
- (8) その他, 発行者が必要と認めたとき。
- 2 同じ港湾事務所,港区事業所に対し同時に2枚以上のカードの発行申請を行わないこと。
- 3 カードは、他人に貸与し、又は担保に供しないこと。
- 4 カードの使用に当たり損害等が生じた費用について、発行者に一切請求しないこと。
- 5 カードの取得,返却等に要する費用について,発行者に一切請求しないこと。
- 6 カードの有効期間内の再発行については、発行に係る実費相当分の負担を求めることがある。

○業務番号

※携わる業務について、次のうち1つの番号を記入すること。

- (1)港湾運送事業
- (2) 港湾運送関連事業
- (3) 貨物自動車運送事業
- (4) 綱取業
- (5) 旗立業
- (6) 水先案内
- (7) 施設保守・サービス業
- (8) 警備事業
- (9) 埠頭管理業務
- (10) 埠頭保安業務又は水域保安業務
- (11) その他
 - ※(11)を記入した場合は、具体的な業務内容を併せて記載すること。

立入許可区域

1 申請する港区

茨城港日立港区, 茨城港常陸那珂港区, 茨城港大洗港区

- 2 申請する立入区域
 - (1) 1で茨城港日立港区を選択した場合は次から選択 第1ふ頭,第2ふ頭,第3ふ頭,第4ふ頭,第5ふ頭,全ふ頭
 - (2) 1 で茨城港常陸那珂港区を選択した場合は次から選択 北ふ頭外貿地区,北ふ頭内貿地区,中央ふ頭外貿地区,南ふ頭外貿地区,全制限区域 ※中央ふ頭内貿地区を利用する場合は北ふ頭内貿地区を選択してください。
 - (3) 1で茨城港大洗港区を選択した場合は次から選択 第4ふ頭

※ご不明な点は担当者までお問い合わせください。